

平成 20 年 4 月 22 日

外務省
財務省
経済産業省
警察庁
金融庁

外国為替及び外国貿易法に基づくイランの拡散上機微な核活動等に
関与する者に対する資産凍結等の追加措置について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第 1 7 3 7 号及び第 1 7 4 7 号に基づき、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発（以下「イランの核活動等」）に関与する者として、これらの決議の附属書で指定された合計 2 3 団体・2 7 個人に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、同決議第 1 8 0 3 号附属書 I 及び III で新たに 1 2 団体・1 3 個人が同措置の対象者として指定されたことに伴い、4 月 2 2 日付閣議了解「イランの拡散上機微な核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置について」により、当該団体・個人に対し外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置を講ずる。

(1) 支払規制

イランの核活動等に関与する者として、外務省告示により指定された者（別添）に対する支払等を許可制とし、4 月 2 2 日（火）から実施する。

(2) 資本取引規制

外務省告示により指定された者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とし、4 月 2 2 日（火）から実施する。

また、同決議第 1 8 0 3 号においては、イランの核活動等に資する取引を防ぐため、金融機関によるイランに住所を有するすべての銀行との取引、特に、バンク・メッリー及びバンク・サーデラート並びにそれらの支店及び海外の子会社との取引を監視するよう要請されている。

このため、金融機関に対し、上記の各措置の確実な実施を要請するとともに、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務等の履行の徹底を要請することとする。

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第二課	TEL 03-3580-3311 内線 5251
財務省国際局調査課外国為替室	TEL 03-3581-4111 内線 2868
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	TEL 03-3501-1511 内線 3242
警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官	TEL 03-3581-0141 内線 4911
金融庁監督局総務課国際監督室	TEL 03-3506-6000 内線 3321

